

滋賀県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定事務取扱要領

1 目的

この要領は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け 雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の 6 に規定する研修実施機関の指定等について必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 研修実施機関の指定要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設または就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力および研修の実施に必要な財政的基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 研修実施機関の役員または関係者等が、暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団員等」をいう。）に該当する者ではないこと。
- (5) 次の要件を満たす研修を実施すること。

ア 研修分野および対象者

研修は、専門分野研修、マネジメント研修および保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

なお、研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。

- (ア) 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設および特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

- (イ) マネジメント研修

(ア) の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

- (ウ) 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）または長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添 1 「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄および「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

原則、指定を受けた年度内に完了しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合には、指定を受けた年度における研修時間が15時間未満となる場合でも指定することができる。なお、この場合においては、次年度以降に不足する研修内容および時間を満たす研修を実施しなければならない。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員または研修内容に関して十分な知識および経験を有すると知事が認める者であること。

オ 実施方法

集合型研修を実施する際の研修会場は、滋賀県内であること。

研修の開催日、時間帯および会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技術を習得できるよう工夫することが望ましい。

また、県は、以下の要件を満たす場合においてリモート型研修の実施を認めることができる。

- ・集合型研修と同等の質が担保されていること。
- ・講師と受講者の双方向でコミュニケーションが図れること。
- ・受講確認のための不正防止対策およびなりすまし対策を講じていること。

(6) 研修実施機関は、次のとおり研修修了の確認および評価を行うこと。

ア 15時間以上の研修（ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄および「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限り。）を全て受講していることを確認すること。

イ 研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識および技能の修得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としない。

ウ 研修の受講において、研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする。

エ 研修修了の評価については、研修実施機関が指定を受けた年度内に、アからウ全てを満たした者を評価することを基本とするが、年度内に全てを受講できなかった者について、次年度に同一の研修実施機関において、同等の研修を受講させることにより、研修修了の確認および評価を行うことができた場合においては、(7)のアによる修了証を交付することができるものとする。

(7) 研修実施機関は、次のとおり研修修了の情報管理を行うこと。

ア 修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、「保育士等キャリアアップ研修修了証」（様式第1号）（以下「修了証」という。）を交付すること。なお、虚偽または不正の事実に

基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(ア) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（25）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－通し番号（5桁）」の12桁とする。

研修指定番号は、指定を行った研修実施機関の番号（2桁）（指定時に滋賀県で決定し、通知する。）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「研修種別番号」は、ガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとする。

（例）平成30年（2018年）に研修実施機関の番号が「10」の機関が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了証番号：251810100001

(イ) 修了証の効力

修了証については、滋賀県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

イ 研修修了者の情報管理

研修実施機関は、次のとおり研修修了者の情報管理を行うこと。

(ア) 研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

なお、受講の申し込み時において、滋賀県が他の都道府県および市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、本人から同意を得ること。

(イ) 個人情報の取扱い

研修実施機関は、研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行うこと。

また、研修事業に従事する者に対し、この研修事業に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うこと。

(ウ) 修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

(8) 研修実施機関は、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

3 指定の申請

研修実施機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修実施予定日の2か月前までに、必要事項を記載した「保育士等キャリアアップ研修指定申請書」（様式第2号）に、次に掲げる必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

なお、申請者が非営利団体の場合は、次に掲げる必要書類に加えて、団体の概要および

就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有することがわかる資料を添付すること。

- ア 事業計画書（別紙様式1）
- イ 研修カリキュラム（別紙様式2）
- ウ 講師略歴調書（別紙様式3）
- エ 就任承諾書（別紙様式4）
- オ 誓約書（別紙様式8）
- カ 役員等名簿（別紙様式9）
- キ その他知事が必要と認める書類

4 指定の通知

- (1) 知事は、申請内容がこの要領に定める内容を満たした研修を適切に実施できると認められる場合は、「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」（様式第3号）により研修実施機関の指定を行う。
- (2) 知事は、申請内容がこの要領に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

5 指定の効力

- (1) 4による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。
- (2) 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合は、「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」（様式第4号）に、3に掲げる必要書類を添付して知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。なお、3による指定の申請時から変更がない場合は、当該必要書類を省略することができる。
- (3) 知事は、(2)の届出内容がこの要領に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

6 指定内容の変更

研修実施機関は、3による指定の申請にかかる内容を変更しようとする場合は、速やかに「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書」（様式第5号）に、3に掲げる必要書類を添付して知事に提出しなければならない。なお、3による指定の申請時から変更がない場合は、当該必要書類を省略することができる。また、原則として県からの受理通知は発出しない。

7 研修の中止

研修実施機関は、指定の効力を有する研修を中止しようとする場合は、あらかじめ「保育士等キャリアアップ研修中止届出書」（様式第6号）を知事に提出しなければならない。なお、原則として県からの受理通知は発出しない。

8 研修事業終了後の報告

- (1) 研修実施機関は、研修事業の終了後、速やかに「保育士等キャリアアップ研修実績報告書」(様式第7号)に、次に掲げる必要書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - ア 実施状況報告書(別紙様式5)
 - イ 研修修了者名簿(別紙様式6)
 - ウ 修了証のサンプル
 - エ 研修に使用した教材の写し
 - オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 研修実施機関は、2の(7)イ(ウ)に定める修了証の再交付を行った場合は、速やかに「保育士等キャリアアップ研修修了証再交付報告書」(様式第8号)に「研修修了者名簿(修了証再交付用)」(別紙様式7)を添付して知事に提出しなければならない。

9 調査および指導

- (1) 知事は、研修実施機関に対し、必要があると認めるときは、研修事業の実施等に関する報告およびこれにかかる書類の提出を求めるとともに、実地指導を行うことができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善指導を行うことができる。
- (2) 知事は、(1)に定める改善指導について、指導による改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって研修実施機関に通知するものとする。

10 指定の取り消し

- (1) 知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - ア 2に掲げるいずれかの要件に適合しなくなったとき。
 - イ 指定の申請、実績報告等において虚偽の申請または報告等を行ったとき。
 - ウ 事業を適正に実施する能力があると認められないとき。
 - エ 事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - オ 9に定める改善指導に従わないとき。
 - カ 研修実施機関の役員等または経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(オ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 暴力団、暴力団員または(ウ) から(オ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ その他研修実施機関として不適切と判断されるとき。

(2) 知事は、(1) に定める指定の取り消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって研修実施機関に通知するものとする。

11 聴聞の機会

知事は9の(2)に定める研修事業の中止を命ずる場合および10に定める指定の取り消しを行う場合においては、当該研修実施機関に対して聴聞を行うものとする。

12 書類の保存

研修実施機関は、研修事業に関する書類について、次のとおり適切に保存すること。

ア 研修修了者名簿は永久に保存すること。

イ 県に申請、報告等した書類は、事業が終了した翌年度から5年間保存すること。

ウ 県に報告していない研修受講者に関する書類および経理に関する帳簿等の書類は、事業が終了した翌年度から5年間保存すること。

エ その他研修に関する書類は、事業が終了した翌年度から1年間保存すること。

13 電子情報処理組織による申請等

研修実施機関は、「5 指定の効力」の規定に基づく指定内容更新の届出、「6 指定内容の変更」の規定に基づく指定内容変更の届出、「7 研修の中止」の規定に基づく研修中止の届出、「8 研修事業終了後の報告」の規定に基づく研修の実績報告および修了証再交付の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、必要書類に原本を求める申請等については、この限りではない。

14 その他

この要領に定めのないものについては、事前に知事に協議するものとする。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年7月15日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年1月12日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 8年4月1日から施行する。